

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大分県
3. 市区町村名	別府市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.beppu.oita.jp/seikatu/todokede_syousei/bangouseido/dokuiirivoujimu.html

執行機関名 別府市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1の7の項 小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	別府市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成20年別府市告示第249号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この要綱は、日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、予算の定めるところにより特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することで、在宅での日常生活の <u>便宜</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		別府市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	別府市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第3条
②事務の内容	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について(雇児発第0221002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)別添小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第4条による小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付の申請、その申請に係る <u>事実の審査</u> 又はその申請に対する応答に関する事務	小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付の <u>申請</u> 、その申請に係る <u>事実の審査</u> 又はその申請に対する <u>応答に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	別府市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、医療費支給認定保護者(児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	対象者の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	別府市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成20年別府市告示第249号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	対象者又は対象者の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係書類
備考		